

住 宅 用 家 屋 証 明 申 請 書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第 4 1 条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第 4 2 条第 1 項（建築後使用されたことのあるもの）

(a) 第 4 2 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。
年 月 日

羽 村 市 長 宛

申請者 （代理人） 住 所

氏 名

電話番号 ()

必 要 数	部	
所 有 者 の 住 所		
所 有 者 の 氏 名		
家 屋 の 所 在 地	羽村市	
家 屋 番 号		番
建 築 年 月 日		年 月 日
取 得 年 月 日		年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合のみ)	(1) 売 買	(2) 競 落
所 有 者 の 居 住	(1) 入 居 済	(2) 入 居 予 定
床 面 積		m ²
区分建物の耐火性能	(1) 耐火・準耐火	(2) 低層集合住宅
工 事 費 用 の 総 額 ((ロ) (a) の場合に記入)		
売 買 価 格 ((ロ) (a) の場合に記入)		
備 考		

*登録免許税の軽減対象となる家屋の要件等については、裏面に記載してあります。

1 家屋の要件

(1) 共通要件

- ・個人が自己の居住の用に供し、床面積が50㎡以上の家屋
- ・併用住宅の場合、住宅部分の床面積が家屋の全体床面積の90%を超える家屋
- ・区分所有家屋の場合、建築基準法上の耐火または準耐火建築物もしくは低層集合住宅

(2) 個別要件

【新築家屋】

- ・建築後1年以内の家屋

【建築後使用されたことのない家屋】

- ・取得後1年以内で、取得原因が売買または競落によるもの

【建築後使用されたことのある家屋】

- ・(a) 建築後10年以上経過している家屋を、個人が取得する日前2年以内に宅地建物取引業者が取得し、工事費用の総額が売買価格の100分の20以上のもの（300万円超は300万円以上）
※その他、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項の個別の要件有り。
- ・(b) 取得後1年以内の家屋
- ・取得原因が、売買または競落によるもの
- ・昭和57年以降に建築された家屋（新耐震基準適合家屋）又は昭和57年以前建築された家屋で、耐震基準に適合していることが証明された家屋

2 添付書類

【新築家屋】 ☐ 原本還付（添付書類4のみ還付不要）

1. 検査済証（紛失の場合は確認済証でも可）
2. 登記完了証（紛失の場合は登記事項証明書でも可）
3. 住民票（羽村市に住民登録がある方は必要ありません）
4. 申立書……………
5. 現在住んでいる家屋の処分方法がわかる書類……………

当該家屋の所在地に住民票の転入手続が済んでいる場合は必要ありません

（賃貸借契約書、社宅証明書、使用許可証、売買契約書、媒介契約書、取壊し工事契約書、同居親族による念書等）

※特定認定長期優良住宅または、認定低炭素住宅の場合は、次の書類も必要となります。

6. 認定通知書

【建築後使用されたことのない家屋】 ☐ 原本還付（添付書類4、6のみ還付不要）

1. 検査済証（紛失の場合は確認済証でも可）
2. 登記完了証（紛失の場合は登記事項証明書でも可）
3. 売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）
4. 未使用証明書
5. 住民票（羽村市に住民登録がある方は必要ありません）
6. 申立書等……………
7. 現在住んでいる家屋の処分方法がわかる書類……………

当該家屋の所在地に住民票の転入手続が済んでいる場合は必要ありません

（賃貸借契約書、社宅証明書、使用許可証、媒介契約書、取壊し工事契約書、同居親族による念書等）

※特定認定長期優良住宅または、認定低炭素住宅の場合は、次の書類も必要となります。

8. 認定通知書

【建築後使用されたことのある家屋】 ☐ 原本還付（添付書類4のみ還付不要）

1. 登記事項証明書
2. 売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）
3. 住民票（羽村市に住民登録がある方は必要ありません）
4. 申立書等……………
5. 現在住んでいる家屋の処分方法がわかる書類……………

当該家屋の所在地に住民票の転入手続が済んでいる場合は必要ありません

（賃貸借契約書、社宅証明書、使用許可証、媒介契約書、取壊し工事契約書、同居親族による念書等）

※第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したものの場合は、次の書類も必要となります。

6. 売主が宅地建物取引業者であることを確認できる書類
7. 増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率軽減特例用）
8. 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることがわかる書類（租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用が50万円を超える場合のみ必要）

※昭和57年以前に建築された家屋の場合は次のいずれかの書類も必要となります。

9. 耐震基準適合証明書、住宅性能評価書（家屋の取得の日前2年以内のもの）、既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証証明書